

ふくしま復興・創生に向けて

2020年2月24日
福島県



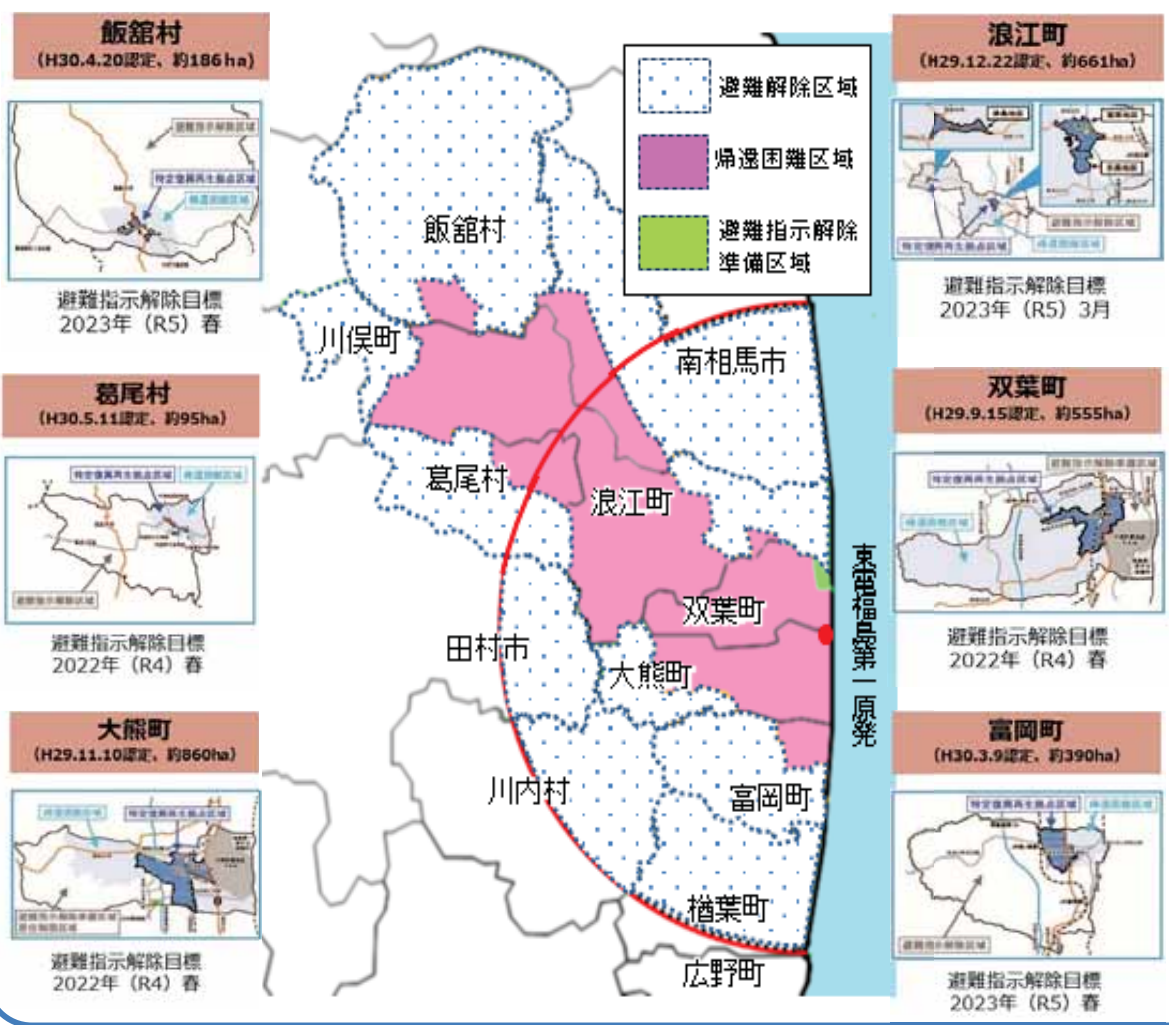
「ふくしまからはじめよう。キビタンファミリー」



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

○ 避難指示区域及び特定復興再生拠点区域復興再生計画



○ 買い物環境の整備



○ 防犯・防災体制の強化



○ 水産加工施設の整備



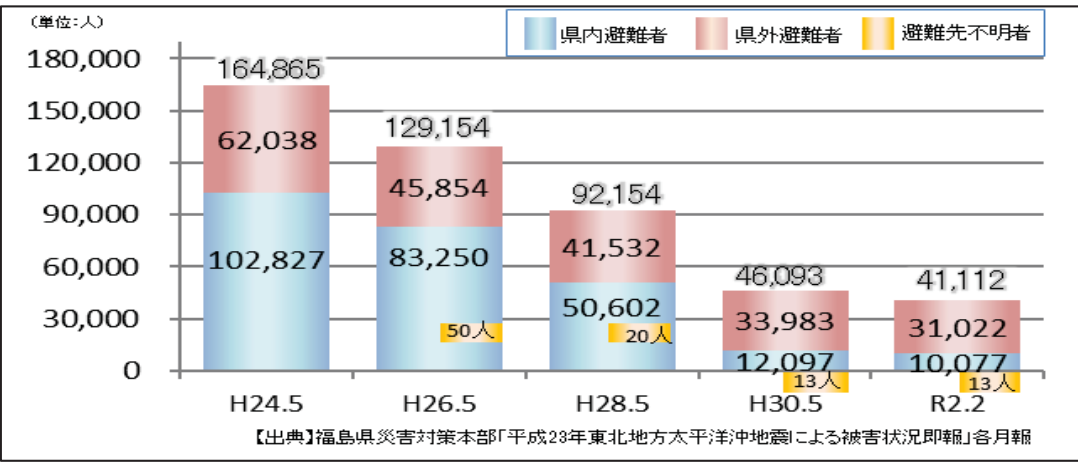
○ 鳥獣被害対策の強化



背景・課題

- 今もなお、避難指示が解除されない地域があり、解除された地域においても日々新たな課題に直面。
- 「12市町村の将来像」に向けた取組を進化させるとともに、帰還者はもとより、新たな住民等の移住拡大に向けた事業の追加・拡充等について、地域の復興の進捗に応じた長期的かつ十分な予算の確保。
- 特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示の解除。

◎ 避難者数の推移



◎ 医療提供体制の確保



◎ 避難者の見守り活動



◎ 医療機関の再開状況

市町村名	医療機関数	調剤薬局
浪江町	公的1、民間1	0
葛尾村	公的2	-
双葉町	0	0
大熊町	0	0
富岡町	公的2、民間1	0
川内村	公的1	-
楡葉町	公的1、民間3	0
広野町	民間3	1
田村市(都路)	公的2	-
川俣町(山木屋)	公的1	-
飯館村	公的1	0
南相馬市(小高)	公的1、民間3	1

◎ 介護サービスの再開状況

市町村名	介護サービス事業所数		入所施設数	
	通所	訪問	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
浪江町	-	1	1 (いわき市で再開)	-
葛尾村	-	-	-	-
双葉町	-	-	1 (いわき市で再開)	-
大熊町	-	-	-	-
富岡町	2	1	-	-
川内村	2	1	1 (新設)	-
楡葉町	1	1	1	1 (いわき市で再開)
広野町	1	2	1	-
田村市(都路)	1	-	1	-
川俣町(山木屋)	-	-	-	-
飯館村	-	-	1	-
南相馬市(小高)	3	1	1	-

◎ 被災者の心のケア



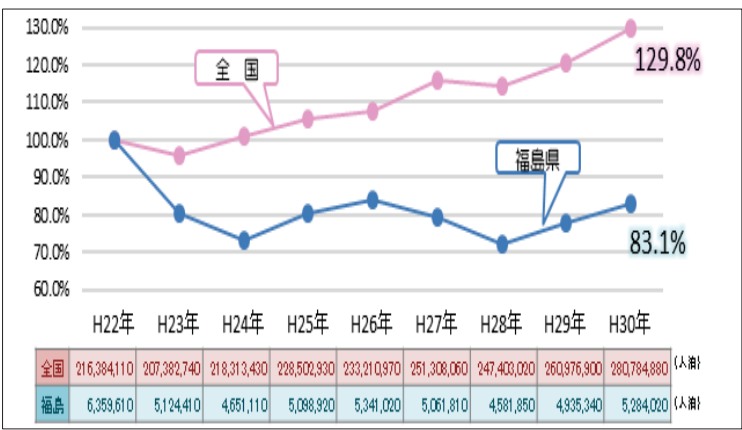
◎ 教育環境の整備・充実



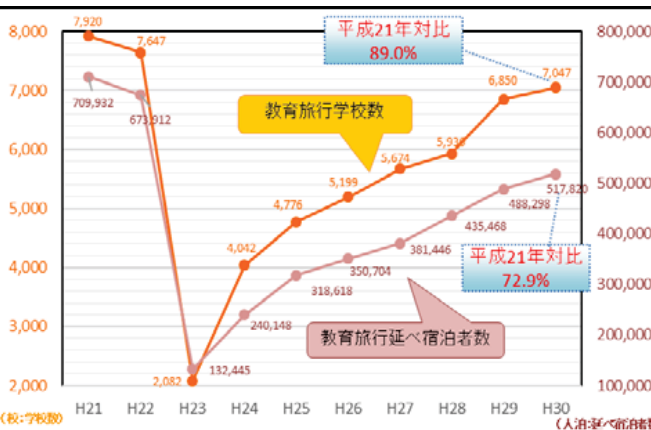
背景・課題

- 避難生活の長期化に伴い、個別化・複雑化している避難者の個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要。
- 医療・福祉・介護サービス提供体制の確保や子育て環境の整備など、安心して帰還できる環境づくりの推進。
- 教職員の加配、スクールカウンセラー等の継続、子どもの学習支援など教育環境の整備・充実。

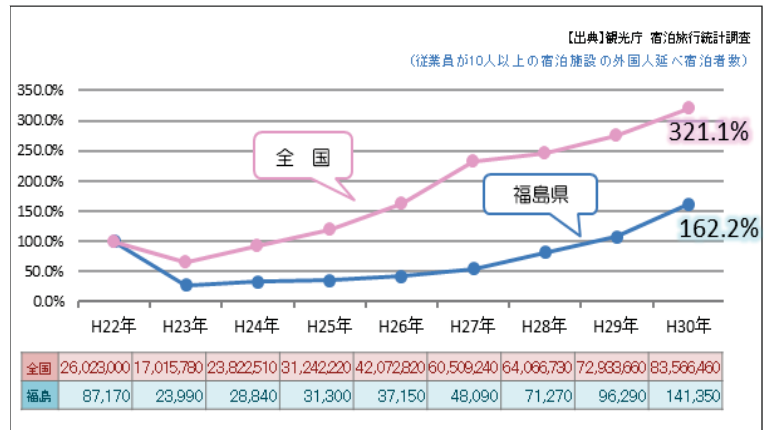
○観光客の宿泊者数の状況



○教育旅行の状況



○外国人延べ宿泊者数



○農林水産物価格の推移



○東京2020オリンピック・パラリンピック



背景・課題

- 海外の有力紙等で福島県が紹介されるとともに、県産農産物の輸出量が過去最多を更新するなどこれまでの取組が一定の成果。
- 教育旅行の宿泊者数は7割程度にとどまり、県産食品の輸入規制は20の国や地域で継続。
- 発災時のイメージが固定化していることに対し、現在の福島の姿を正確に伝え、長期的かつ幅広い対策に、粘り強く取り組む必要。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックでこれまでの感謝の思いと、復興への歩みを進める福島の姿を発信。

◎ 拠点の整備及び研究開発の推進



◎ 産業集積の促進及び構想を担う人材育成



◎ 来訪者の増大による地域への交流人口の拡大



◎ 生活環境の整備促進



◎ 多様な主体との連携強化



背景・課題

- 福島ロボットテストフィールドの全面開所、東日本大震災・原子力災害伝承館の開所が予定されるなど、拠点の整備が進展。
- 拠点の利活用促進及び安定的な運営、構想を担う教育・人材の育成などに継続して取り組む必要。
- 国際教育研究拠点については、国が主体となった体制構築や拠点整備。

計画の基本的事項

本計画の目標

- ① 浜通り地域等の15市町村における自律的な経済復興の実現**
農林水産業を始めとした既存産業の復興再生を着実に進めるとともに、新しい産業基盤の構築を目指す本構想を地域再生のエンジンとした産業集積の形成及び活性化を図り、浜通り地域等を自律的で活力ある地域への転換を目指す。
- ② 福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現**
福島県全域での地域の強みをいかした先端産業の集積により、ビジネス面、交流面で魅力的な福島を作り、県全域での経済復興を目指す。
- ③ 世界に誇れる福島の復興・再生の実現**
国際レベルの産業、研究開発機能等の集積を図り、世界に誇れる福島の復興・再生の実現を目指す。

本計画の区域

福島県全域

本計画の期間

第2部：令和7年度末まで

※第3部（令和2年度末まで）は、別途改定予定

第2部 福島イノベーション・コースト構想

1 あらゆるチャレンジが可能な地域

(1) 地域を実証フィールドとして活用する企業等の呼び込み

- ① 総合的なビジネス創出支援
- ② 技術開発・実用化の推進
- ③ 企業等の呼び込み
- ④ 中小企業者への知的財産・標準化に関する支援



(2) 交流人口・関係人口の拡大

- ① 福島ロボットテストフィールドを活用した競技会の開催等
- ② 伝承館を起点とする地域交流の促進・情報発信
- ③ 地域と連携した新たな魅力創造等による来訪者の促進



(3) 地域の産業基盤・生活環境の整備

- ① ふくしま復興再生道路の着実な整備
- ② 主要アクセスポイントと拠点をつなぐアクセス道路の強化
- ③ 相馬港及び小名浜港の利便性の更なる向上
- ④ 持続可能な交通網の形成
- ⑤ 地域医療・福祉等の確保
- ⑥ その他、住環境の整備



(4) 情報発信

- ① 伝承館を起点とする地域交流の促進・情報発信【再掲】
- ② 交流拠点機能の確保・形成と地域コミュニティの形成
- ③ 年次報告会（シンポジウム）の開催
- ④ 総合的な情報発信



2 地域の企業が主役

(1) 地元企業の技術力向上と構想への参画拡大

- ① 地元企業と地域外企業との交流、ビジネスマッチング等の促進
- ② 技術力・経営力向上のためのコンサル支援
- ③ 宿泊や飲食等の分野を含めた地元企業の構想への幅広い参画の促進



(2) 県内他地域との連携強化

- ① 地元企業と地域外企業との交流、ビジネスマッチング等の促進【再掲】
- ② 研究開発、実証プロジェクトへの県内他地域の企業の参画促進
- ③ 大学・研究機関・支援機関等による企業支援



3 構想を支える人材育成

(1) 地域における若者の教育環境の充実

- ① 学校再開と教育の魅力化の支援
- ② 本構想と連動したキャリア教育の推進
- ③ イノベーション人材の裾野を広げる理数・グローバル教育の充実
- ④ 普通科高校等におけるトップリーダーの育成
- ⑤ 専門高校等における専門人材の育成



(2) 構想を支える人材の確保

- ① テクノアカデミーにおける産業人材育成
- ② 地元企業ニーズを踏まえた若年層の確保・定着支援
- ③ 地元中小企業等への人材育成支援
- ④ 地域再生を担う中途人材の確保
- ⑤ 新卒人材の確保に対する支援
- ⑥ 外国人材の受入環境の整備



(3) 地域に根付く教育研究機能の集積

- ① 知の集積に向けた浜通り地域等における教育研究活動の促進
- ② 大学等の地域連携の推進



(4) 国際教育研究拠点

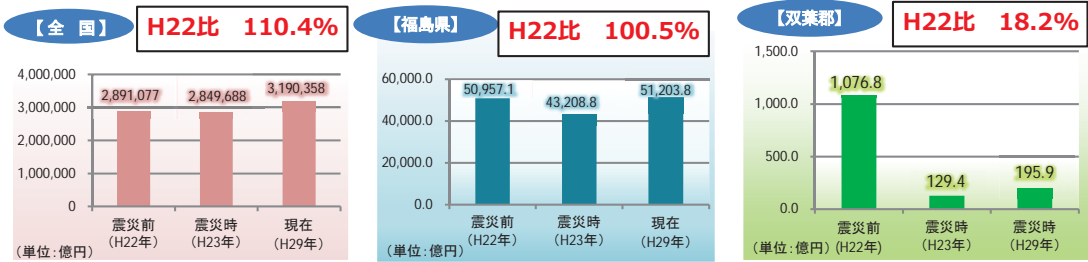
オール福島で福島イノベーション・コースト構想を強かに推進

背景・課題

- 産業発展の青写真について、福島復興再生協議会や福島イノベーション・コースト構想推進分科会での議論を経て、昨年12月に策定。
- 福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画について、パブリックコメントを実施しながら改定を進める。
- 産学官の連携を強化しながら、浜通りのみならず、全県への波及を通じ、福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組んでいく必要。

5. 新産業の創出及び地域産業の再生

◎ 地域別製造品出荷額等の推移

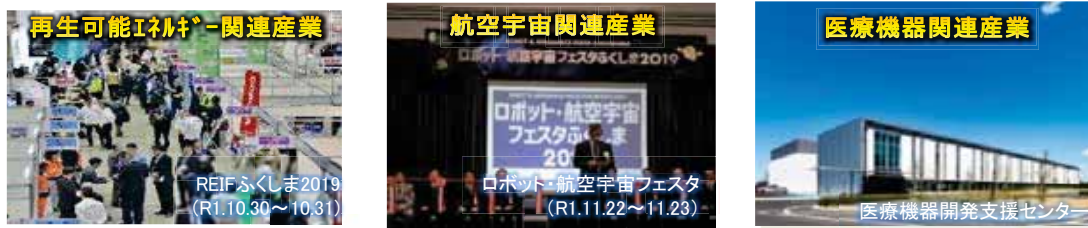


【出典】 経済産業省「平成30年工業統計速報」および県統計課「平成30年工業統計調査結果速報」「工業統計調査結果報告書」より作成

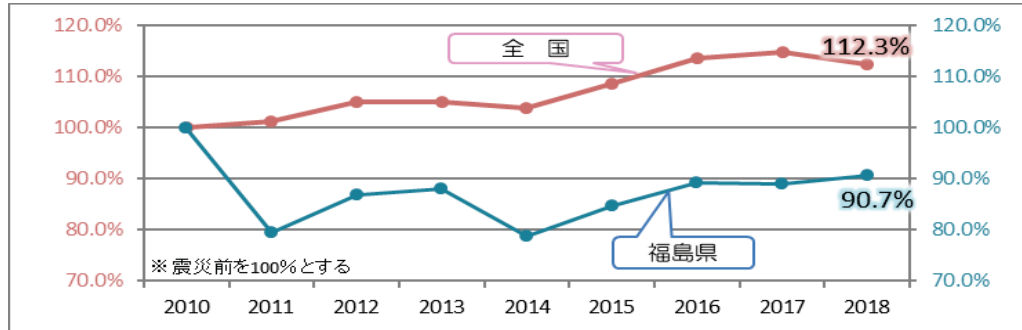
◎ 再生可能エネルギー先駆けの地、福島新エネ社会構想の実現



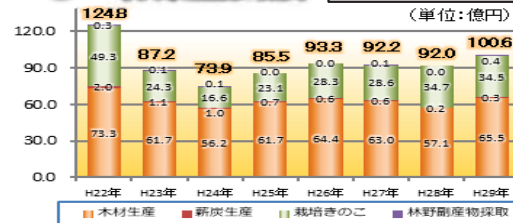
◎ 新たな産業の育成・集積に向けた取組



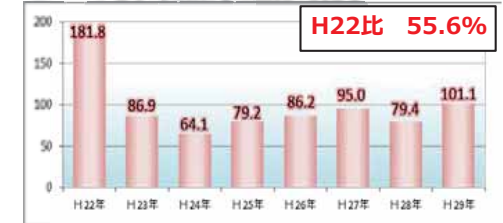
◎ 農業産出額の推移



◎ 林業産出額 H22比 80.6%



◎ 海面漁業産出額 H22比 55.6%



【出典】農林水産省生産林業所得統計報告書、漁業産出額より作成

◎ 農林水産業の再生に向けた取組



背景・課題

- 震災及び令和元年東日本台風等により二重、三重の大きな被害を受けた地域経済の再生には事業・生業の再生に向けた支援が不可欠。
- 再生可能エネルギー先駆けの地、福島新エネ社会構想の実現に向けて継続的な支援策を講じることが必要。
- 浪江町の水素製造実証事業は、国家プロジェクトとして着実に事業を実施し、製造される水素の活用方針の明示。
- 営農再開、森林・林業再生に向けた取組の継続。水産業は依然として試験操業が続いていることから、本格的な漁業再開に向けた支援の継続が必要。

【財源の確保】

- 復興・創生期間後の復興を支える仕組みとして、体制・制度とともに、財源の確保が極めて重要。
- 集中復興期間、復興・創生期間においては、復興期間10年間における財源フレームが示され、復旧・復興に専念。
- 今後、新たに顕在化する課題への対応も含め、復興事業に必要な財源の確保は、福島県民が安心して復興に専念できる一番の基本。
- 福島の実情や特殊性を踏まえ、令和3年度以降の財源フレームの確保。

【福島復興再生特別措置法の改正】

- 福島の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法を改正し、必要な措置を講じる必要。
 - ・ 移住の促進、交流人口の拡大等の新たな活力の呼び込み
 - ・ 営農再開拡大に向けた農地の利用集積、六次化施設の整備促進
 - ・ 福島イノベーション・コースト構想や風評被害などの課題に対応した税制措置
 - ・ 海外も含めた風評被害対策
 - ・ 復興・創生期間後の復興を支える計画体系の見直し など

- 震災と原発事故から10年目の節目の年。
- 福島に対する正しい理解を醸成し、時間の経過とともに進む風化の防止に取り組む必要。
- 現場主義に基づき、現場の実態と実情の変化を丁寧に把握し、地域と向きあいながら、復興を前進させることが重要。
- 復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って福島の復興に取り組む必要。
- 福島の復興には長い時間がかかる。息の長い取組を継続し、進化させていくことが大切。